令和６年(2024年)４月

保護者 様

鎌倉市教育委員会

学務課給食担当

学校給食牛乳等飲用停止届について

**１　制度の概要**

食物アレルギー等の理由で飲用牛乳等の除去が必要である場合は、必要書類を提出することで牛乳等の飲用を停止することができます。

**２　対象児童**

食物アレルギーや乳糖不耐症等の理由で牛乳を飲用できない児童

**３　手続方法**

裏面を参考に次の書類をご用意いただき、小学校に提出してください。

必要書類：①鎌倉市学校給食牛乳等飲用停止（再開）届出書

②学校生活管理指導表（写し）又は医師の診断書

**４　給食費の変更について**

必要書類を小学校が受け付けた日の翌月から、月額4,200円を月額3,400円に変更します。

ただし、一学期の始業式又は入学式の日までに必要書類を学校へ提出し、小学校が受け付けた場合は、４月分の月額から変更します。始業式又は入学式を過ぎてから受け付けた場合は、翌月から給食費を変更します。

**５　翌年度の更新手続きについて**

牛乳等の飲用を停止している方が、翌年度も継続して停止を希望する場合、**毎年「更新」の手続きが必要です**。毎年１～２月に「鎌倉市学校給食牛乳等飲用停止（再開）届出書」が学校から配付されますので、提出してください。なお、更新の手続きには、医師の診断書等の添付書類の提出は不要です。

**６　注意事項**

牛乳等の飲用を停止する場合、牛乳だけでなく、はっ酵乳や乳に由来する飲料（飲むヨーグルト等）も提供を停止します。ジュースやお茶は停止しません。

牛乳等飲用停止届の必要書類

**１　鎌倉市学校給食牛乳等飲用停止（再開）届出書**

小学校でお受け取りいただくか、鎌倉市ホームページでダウンロードしてください。添付書類とともに提出してください。

鎌倉市ホームページ



**２　添付書類**

1. 乳アレルギーの場合

学校生活管理指導表の写し

　　学校生活管理指導表とは、食物アレルギーを有する児童について、保護者から小学校へ届け出る書式です（国様式）。原本は小学校から配付しますので、医療機関にご持参いただき、かかりつけ医等に記入を依頼してください。

【食物アレルギーがある方へ】

「学校生活管理指導表」は、毎年必ず学校に提出してください。

1. 乳アレルギー以外の場合

医師の診断書（任意様式）

乳糖不耐症等、食物アレルギー以外の理由で牛乳の飲用を停止する場合に、かかりつけ医等に作　成を依頼してください。

お問合せ窓口

〇鎌倉市小学校給食コールセンター（株式会社フューチャーイン）

電話番号：**052-732-8260**　受付時間9時00分～17時00分（土・日曜、祝日を除く）

〇メールフォーム（株式会社フューチャーイン）

kamakura-sho-gakko-info@futureinn.co.jp

〇鎌倉市教育委員会教育文化財部学務課給食担当

電話番号：0467-61-3804　受付時間8時30分～17時00分（土・日曜、祝日を除く）